

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「(15)、(16)、(18)、(19)、(25)及び(39)」を「(12)、(13)、(15)、(16)、(22)及び(36)」に、「(20)から(22)まで及び(38)」を「(17)から(19)まで及び(35)」に、「(26)から(31)まで」を「(23)から(28)まで」に改め、(10)から(12)までを削り、同号(13)中「又は児童自立生活援助事業」を削り、同号中(13)を(11)とし、(15)を(12)とし、(16)を(13)とし、(17)を(14)とし、(18)を(15)とし、(19)を(16)とし、(20)を(17)とし、(21)を(18)とし、(22)を(19)とし、(23)を(20)とし、(24)を(21)とし、(25)を(22)とし、(26)を(23)とし、(27)を(24)とし、(28)を(25)とし、(29)を(26)とし、(30)を(27)とし、(31)を(28)とし、(32)を(29)とし、(33)を(30)とし、(34)を(31)とし、(35)を(32)とし、(36)を(33)とし、(37)を(34)とし、(38)を(35)とし、(39)を(36)とし、同号中「(24)に掲げる事務を除き」を「(21)に掲げる事務を除き、呉市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(29)から(33)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(35)及び(36)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(28)までに掲げる事務のうち児童自立生活援助事業に係るもの」に、「(10)から(12)まで、(13)及び(14)に掲げる事務のうち児童自立生活援助事業に係るもの、(23)、(24)及び(32)から(36)まで」を「(14)、(20)、(21)及び(29)から(33)まで」に、「(15)、(16)、(18)から(22)まで、(25)、(38)及び(39)」を「(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(35)及び(36)」に、「(26)から(31)までに掲げる事務」を「(23)から(28)までに掲げる事務」に、「(7)から(9)まで、(13)及び(14)に掲げる事務のうち障害児相談支援事業に係るもの並びに(23)」を「(7)から(11)まで及び(20)」に、「(2)及び(23)」を「(2)及び(20)」に改め、同表の第九号の三(6)中「第五項」を「第五項第一号」に、「第八項」を「第八項第三号」に改め、同号中「広島市、呉市」を「呉市」に改め、同表の第十一号の四(1)中「許可」の下に「(同一の事業の目的に供するための四ヘクターを超える農地の転用に係るものを除く。）」を加え、同号中(2)を削り、同号(3)中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同号中(3)を(2)とし、同号(4)中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、「協議」の下に「(同一の事業の目的に供するための四ヘクターを超える農地の転用に係るものを除く。）」を加え、同号中(4)を(3)とし、(5)の前に次のように加える。

- (4) 法第四条第九項（法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町にあっては、市町長）の意見の聴取

第二条の表の第十一号の四(5)中「許可」の下に「（同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。）」を加え、同号(7)中「協議」の下に「（同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。）」を加え、同号(9)中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」に改め、同号(11)中「(4)」を「(3)」に改め、同号(15)中「(3)」を「(2)及び(6)」に改め、同号(19)を削り、同表の第十六号(1)中「及び(26)から(30)まで」を削り、同号中(7)を削り、(8)を(7)とし、同号(9)中「(10)、(12)から(16)まで及び(19)から(24)まで」を「(9)、(11)から(15)まで及び(18)から(23)まで」に改め、同号中(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、同号(17)中「(18)」を「(17)」に改め、同号中(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、(19)を(18)とし、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、(26)から(30)までを削り、(31)を(25)とし、(32)を削り、(33)を(26)とし、(34)を削り、同表の第十九号の四(8)中「同条第八項」を「同条第九項」に、「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下この号において「県機構」という。）」に改め、同号中(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、同号(9)中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第八項」に改め、同号中(9)を(10)とし、(10)の前に次のように加える。

- (9) 法第十五条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による県機構の意見の聴取

第二条の表の第二十四号の三の三(8)中「第四項」を「第四項第一号」に、「第七項」を「第七項第三号」に改め、同号(9)中「第四項」を「第四項第一号」に、「第七項」を「第七項第三号」に改め、同号中「広島市、呉市」を「呉市」に改め、同表の第三十一号の二中「呉市、竹原市」を「竹原市」に、「東広島市、廿日市市」を「東広島市」に、「呉市、廿日市市、安芸太田町」を「安芸太田町」に改め、同表の第三十五号中「第三号(14)、(21)、(22)、(25)及び(29)」を「第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)」に、「第十六号(11)から(16)まで」を「第十六号(10)から(15)まで」に、「第十九号の四(10)」を「第十九号の四(11)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。